

贈与税とは

POINT

贈与税は、個人間の贈与により財産を取得した者に対して課せられる税金です。

1 贈与税の対象

贈与税は、個人が、個人から財産の贈与を受けた場合または経済的利益の供与を受けた場合に、その贈与を受けた者または経済的利益の供与を受けた者に対して課税されます。

2 贈与税の非課税財産

社会政策的な見地などから、贈与税の対象とならない非課税財産が定められています。非課税となる主なものは、次に掲げる財産です。

非課税財産の種類	注意点
扶養義務者(※)から贈与を受けた生活費・教育費	通常必要と認められる金額を、必要な都度直接これらに充てる場合に限る
香典、祝物、見舞金等	社会通念上、必要と認められるものに限る
法人からの贈与財産	一時所得または給与所得として、所得税の対象

※扶養義務者とは、「配偶者」「直系血族および兄弟姉妹」「家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族」「三親等内の親族で生計を一にする者」をいいます。

その他、次の特例措置があります。

- ・直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度： [P.342](#)
- ・直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度： [P.345](#)
- ・直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税制度： [P.349](#)
- ・配偶者から住宅(取得資金)の贈与を受けた場合の配偶者控除： [P.351](#)

3 贈与税の課税方法

贈与税の課税方法は、「暦年課税」 [P.333](#) と「相続時精算課税制度」 [P.336](#) の2つがあり、一定の要件に該当する場合に、相続時精算課税制度を選択することができます。

4 贈与財産の評価

贈与税における贈与財産の評価は相続税と同様です。すなわち、原則として財産評価基本通達により評価をします。ただし、「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」の適用 [P.325](#) は、贈与税にはありません。

POINT

1年間に贈与を受けた金額が基礎控除(110万円)を超える場合に贈与税がかかります。

1 贈与税の計算

①課税価格

その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の価額の合計額(非課税となる財産の額を控除したもの)が贈与税の対象です。

②贈与税額の計算

贈与税の課税価格から贈与税の基礎控除(1年間に付き110万円)を差し引いた金額に、超過累進税率(基礎控除後の金額に応じた段階的な税率)を適用して計算します。贈与税の基礎控除は贈与者ごとに110万円ではなく、贈与を受ける者ごとに110万円です。したがって、複数の人から贈与を受けた場合は、それら贈与を受けた財産の年間合計額が110万円を超える場合に、贈与税がかかります。

③特例贈与と一般贈与

子、孫などへのまとまった金額の資産移転を促すため、贈与税を軽減する「特例贈与」が創設されました。そのため、2015年1月1日以降の贈与の場合、誰から贈与を受けたかにより、贈与税額が異なることになります。

(イ)特例贈与

特例贈与とは、18歳(※)以上の人が直系尊属(父母、祖父母など)から受ける贈与をいいます。なお、18歳(※)以上かどうかは、贈与年の1月1日時点で判定します。

(ロ)一般贈与

一般贈与とは、(イ)の特例贈与以外の贈与をいいます。

例えば、未成年の子や孫が父母・祖父母から受ける贈与、義理の父母・祖父母から受ける贈与、配偶者から受ける贈与、兄弟姉妹から受ける贈与、他人から受ける贈与などです。

※2022年3月31日以前は20歳

2 贈与税の速算表

POINT

贈与税は課税価格から基礎控除(110万円)を控除した金額に税率をかけて計算します。超過累進税率のため、以下の速算表を利用すると便利です。

2015年1月1日以降の贈与については、誰から贈与を受けたかにより適用される贈与税率が変わるため、使用する速算表が異なります。

(イ)特例贈与：18歳(※)以上の人が直系尊属(父母、祖父母等)から受ける贈与
次の速算表により贈与税を計算します。

※2022年3月31日以前は20歳

贈与税の速算表（特例贈与の場合）

基礎控除後の金額		税率	控除額
—	200万円以下	10%	—
200万円超	400万円以下	15%	10万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	—	55%	640万円

(ロ)一般贈与：特例贈与以外の贈与
次の速算表により贈与税を計算します。

贈与税の速算表（一般贈与の場合）

基礎控除後の金額		税率	控除額
—	200万円以下	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10万円
300万円超	400万円以下	20%	25万円
400万円超	600万円以下	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	—	55%	400万円

(ハ)同じ年に「特例贈与」と「一般贈与」の両方がある場合

基礎控除110万円は、特例贈与と一般贈与それぞれから差し引くのではなく、特例贈与と一般贈与を合計した金額から差し引きます。

また、特例贈与と一般贈与を別々に計算すると、各々に低い超過累進税率が適用されることになるため、合計贈与価額から基礎控除(110万円)を控除した金額にそれぞれの超過累進税率を適用し、按分して計算します。

(計算例)

Aさん(18歳以上)が、2024年の1年間に父親から400万円(特例贈与)および叔父さんから100万円(一般贈与)の贈与を受けた場合の贈与税額

①特例贈与

$$(400\text{万円}+100\text{万円}-110\text{万円})\times 15\%-10\text{万円}=48.5\text{万円}$$

$$48.5\text{万円}\times 400\text{万円}\div 500\text{万円}=38.8\text{万円}$$

②一般贈与

$$(400\text{万円}+100\text{万円}-110\text{万円})\times 20\%-25\text{万円}=53\text{万円}$$

$$53\text{万円}\times 100\text{万円}\div 500\text{万円}=10.6\text{万円}$$

③贈与税額(百円未満切捨)

$$\text{①}+\text{②}=49.4\text{万円}$$

贈与税額の早見表

贈与価額	税額	
	① 18歳(※1)以上の人が 直系尊属から受ける贈与 (特例贈与)	② ①以外の贈与 (一般贈与)
110万円	0万円	0万円
200万円	9万円	9万円
300万円	19万円	19万円
400万円	33.5万円	33.5万円
500万円	48.5万円	53万円
600万円	68万円	82万円
700万円	88万円	112万円
800万円	117万円	151万円
900万円	147万円	191万円
1,000万円	177万円	231万円
1,500万円	366万円	450.5万円
2,000万円	585.5万円	695万円
2,500万円	810.5万円	945万円
3,000万円	1,035.5万円	1,195万円
4,000万円	1,530万円	1,739.5万円
5,000万円	2,049.5万円	2,289.5万円

※「①特例贈与」・「②一般贈与」の税額は、各々その年の贈与が「①特例贈与」だけであった、「②一般贈与」だけであった場合の税額です。同じ年に「①特例贈与」と「②一般贈与」を受けた場合の税額は上記表とは異なります。

※1 2022年3月31日以前は20歳

相続時精算課税制度を選択して行う贈与

POINT

- ①累計2,500万円まで贈与税の負担なしで財産を贈与できる制度です。ただし、贈与金額は将来贈与者が亡くなった時に相続税の対象となり、過去に支払った贈与税を相続税の計算上精算します。
- ②暦年課税との選択制です。一度選択すると、取り消しや変更はできません。

1 相続時精算課税制度

- ①原則として、60歳以上の者から18歳(※)(贈与を受けた年の1月1日時点)以上の子または孫(代襲相続人に限らない)への贈与について選択できる制度です。
- ②贈与金額累計2,500万円までは贈与税ゼロ、それを超える部分は一律20%の税率で贈与税が課税されます。

2024年1月1日以降の贈与については、上記の非課税枠とは別に、毎年110万円の基礎控除があり、基礎控除を超えた部分について、上記の非課税枠を利用していくこととなります。
- ③基礎控除額110万円の暦年課税 **P.333** との選択制です。一度選択すると、取り消しや変更はできません。
- ④贈与者(親等)の相続の際、2023年12月31日以前に相続時精算課税制度を選択して贈与した贈与金額は、贈与時期にかかわらずすべて相続財産に加えて相続税の対象とします。支払った贈与税は、相続税から差し引きます。また、払い過ぎた贈与税は還付されます。

2024年1月1日以降に相続時精算課税制度を選択して贈与した贈与金額については、毎年110万円の基礎控除を超えた部分のみが相続財産に加えられ、相続税の対象となります。支払った贈与税は相続税から差し引きます。また、払いすぎた贈与税は還付されます。

※2022年3月31日以前の贈与については20歳

2 暦年課税と相続時精算課税の比較

	暦年課税		相続時精算課税	
贈与者	誰でも可		60歳以上の者 一定の住宅取得等資金については年齢制限なし	
受贈者	誰でも可		18歳（贈与を受けた年の1月1日時点）以上の子 または孫（孫は代襲相続人に限らない）	
控除額	毎年110万円		2023年12月31日 以前の贈与	2024年1月1日 以後の贈与
			一生の累計額で2,500万円	毎年110万円 + 毎年110万円を超えた部分につき、一生の累計額で2,500万円
贈与税率	累進税率		累計2,500万円超過部分につき一律20%	毎年110万円超過分の金額で、累計2,500万円超過部分につき一律20%
相続時の取扱い	2023年12月31日 以前の贈与	2024年1月1日 以後の贈与	贈与財産をすべて相続財産に加算（贈与時評価） 納付済贈与税額は相続税額から控除（払い過ぎた分は還付）	贈与財産から毎年110万円を控除した金額を相続財産に加算（贈与時評価） 納付済贈与税額は相続税額から控除（払い過ぎた分は還付）
	相続等により財産を取得した人が受けた相続開始前3年以内の贈与財産を相続財産に加算（贈与時評価） 相続財産に加算した贈与財産に係る納付済贈与税額は相続税額から控除	相続等により財産を取得した人が受けた相続開始前7年（※）以内の贈与財産を相続財産に加算（贈与時評価）。但し3年から延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで加算されない。相続財産に加算した贈与財産に係る納付済贈与税額は相続税額から控除		

※2027年1月1日以後に開始する相続等について加算期間が順次延長され、7年以内となるのは2031年1月1日以後開始分から。

3 相続時精算課税制度の注意点

相続時精算課税制度を選択する場合には、次の点に注意が必要です。

選択制	父からの贈与、母からの贈与、各々選択できる 例：父からの贈与は相続時精算課税制度、母からの贈与は暦年課税を選択
取消不可	一度選択すると、その贈与者からの贈与について暦年課税による贈与は受けられない
年齢の判定 (贈与者・受贈者)	贈与があった年の1月1日時点
申告手続き	贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、選択の届出と贈与税申告が必要(贈与を受けた財産の価額が基礎控除額以下の場合は、贈与税の申告については不要)

4 相続時精算課税制度を選択するかしないか

相続時精算課税制度は、一度選択すると取消しができないため慎重な判断が必要です。

①将来、相続税がかからない方の場合

例えば、将来、父の相続時には相続税がかからない見込みのケース。

110万円を超えるまとまった金額を一度に贈与したい場合は、父からの贈与について、相続時精算課税制度を選択した方がよいでしょう。

相続時精算課税制度を選択すれば、基礎控除である年110万円までに加え、基礎控除を超えた部分の金額については、累積で2,500万円までは贈与税がかかりません。また、将来、父の相続発生時に贈与金額が相続税の対象となっても、元々相続税がかからないケースですので、かかった贈与税は還付され、贈与金額は結果として税金ゼロで贈与できます。ただし、贈与金額が基礎控除を超える場合は贈与税の申告が必要です。

これに対して、暦年課税の場合には、年110万円を超える部分に贈与税がかかりますが、それが相続発生時に還付されることはありません。

②将来、相続税がかかる方の場合

例えば、将来、父の相続時において相続税がかかる見込みのケース。

父から相続又は遺贈により財産を取得する方に対して暦年課税による贈与を行った場合は、年110万円を超える部分に贈与税がかかり、将来の相続の際、相続開始前7年分(※)の生前贈与額(110万円を超える部分でないことに注意)が父の遺産総額に足し戻され、相続税が課税されることとなります。

※2024年1月1日以後の贈与から暦年課税贈与の加算期間は3年から7年に順次延長されます。 **P.253**

一方、相続時精算課税制度を選択すると、毎年の基礎控除及び累計2,500万円まで

の金額について贈与税はかかりませんが、基礎控除を超える部分の金額についてはその全額が将来の相続の際、父の遺産総額に足し戻され、相続税が課税されることになります。

暦年課税と相続時精算課税制度のどちらの場合に、贈与税及び相続税の合計が少なくなるかは、個々のケースで遺産総額や贈与金額、相続人の状況等により異なるため、一概にはいえません。

ただし、相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与財産の贈与時の価額を加算して相続税額を計算しますので、高収益を生む不動産や将来評価額が確実に上がると予想される財産（例えば自社株）については、相続時精算課税制度を選択して、早めに移転することは有効です（不動産については、不動産取得税、登録免許税等の移転コストに留意が必要です）。

③選択後、気を付けること

相続時精算課税制度を選択した場合、以降その贈与者から贈与を受けたときには、その贈与額が基礎控除額を超える場合には、翌年3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

また、前年までの贈与財産で、基礎控除額を上回る部分の金額の累積が特別控除額2,500万円を上回っている場合には、1万円の贈与であっても税率20%の贈与税が課税されます。

また、相続時精算課税制度の適用を受けている財産については、相続税の納付の際に物納を選択することはできません。

贈与税の申告と納付

POINT

1年間に贈与を受けた金額の合計額が110万円を超え、税額が生じる場合には、翌年3月15日までに贈与税の申告が必要です。相続時精算課税制度等の特例措置を利用する場合は、税額がゼロでも翌年3月15日までに申告が必要です。

1 贈与税の申告

贈与税の申告をすべき人と申告期限は次のとおりです。

	暦年課税	相続時精算課税制度
申告義務者	その年の1月1日から12月31日までの間に、基礎控除110万円を超える贈与を受けた人	相続時精算課税制度を選択している贈与者から贈与を受けた人（税額がゼロでも申告が必要）
申告期限	贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで	

2 贈与税の納付

贈与税の納付は、次のとおり金銭一括納付が原則です。

原則	金銭一括納付
特例	5年以内の分割払いとする延納（金銭一括納付を困難とする場合に限る） ただし、物納は認められない
納付期限	申告期限と同じ（贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで）

3 贈与税確定申告書用紙 贈与税の申告書第1表の例

税務署長 令和 0 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額) 修正 FD 4 7 5 1

提出用 税務署 受付印 明治 昭和 平成 令和

住所 〒 (電話 - -)

フリガナ

氏名

個人番号
又は
法人番号

生年月日

職業

整理番号

補完

申告書提出
年月日

災害等延長
年月日

出願年月日

死亡年月日

名簿

財産
細目
コード

短期
処理

確認
印

修正
枚数

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
(フリガナの横線()や半角点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)

住所 氏名 生年月日 続柄 取得した財産の明細 過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 著

住所 氏名 生年月日 続柄 取得した財産の明細 過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 著

住所 氏名 生年月日 続柄 取得した財産の明細 過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 著

特例贈与と財産の価額の合計額 (課税価格) ①

住所 氏名 生年月日 続柄 取得した財産の明細 過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 著

住所 氏名 生年月日 続柄 取得した財産の明細 過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 著

住所 氏名 生年月日 続柄 取得した財産の明細 過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 著

一般贈与と財産の価額の合計額 (課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、... ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃